日本政策金融公庫　国民生活事業（生活衛生貸付）　主要利率一覧表

（会社及び個人）　　（適用日：　令和元年10月1日・年利：%）

融資の種類				利率（注1）				
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金		基準利率	1.21	～	2.75	%
		省エネルギー設備		特別利率A	0.81	～	2.16	%
				特別利率B	0.56	～	1.96	%
		衛生設備		特別利率C	0.31	～	1.66	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	0.56	～	2.10	%
		特例貸付	福祉増進資金 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.21	～	2.35	%
				特別利率A	0.81	～	1.95	%
				特別利率B	0.56	～	1.70	%
				特別利率C	0.31	～	1.31	%
			生活衛生新企業育成資金（注2）	基準利率	1.21	～	2.61	%
				特別利率A	0.81	～	2.21	%
				特別利率B	0.56	～	1.96	%
				特別利率C	0.31	～	1.71	%
		一般公衆浴場施設・設備		特別利率E	0.30	～	1.35	%
振興事業貸付	設備資金	振興事業施設のうち特定設備（注3）		特別利率C	0.31	～	1.71	%
		省エネルギー設備		特別利率A	0.81	～	2.21	%
				特別利率B	0.56	～	1.96	%
		衛生設備（注3）		特別利率C	0.31	～	1.71	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率J	0.30	～	1.70	%
		振興事業施設のうち上記以外のもの		基準利率	1.21	～	2.61	%
		特例貸付	福祉増進資金（注3） 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	特別利率A	0.81	～	1.95	%
				特別利率B	0.56	～	1.70	%
				特別利率C	0.31	～	1.45	%
				特別利率J（注4）	0.30	～	1.30	%
			生活衛生新企業育成資金（注2、3）	基準利率	1.21	～	2.61	%
				特別利率A	0.81	～	2.21	%
				特別利率B	0.56	～	1.96	%
				特別利率C	0.31	～	1.71	%
	運転資金	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金（注3）		基準利率	1.21	～	2.56	%
		標準営業約款登録営業者にかかる資金（注3）		特別利率A	0.81	～	2.16	%
		事業承継運転資金		特別利率A	0.81	～	2.16	%
				特別利率B	0.56	～	1.91	%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	0.56	～	1.91	%
		特例貸付	生活衛生新企業育成資金（注2、3）	基準利率	1.21	～	2.56	%
				特別利率A	0.81	～	2.16	%
				特別利率B	0.56	～	1.91	%
				特別利率C	0.31	～	1.66	%
			防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.21	～	2.16	%
				特別利率A	0.81	～	1.76	%
生活衛生セーフティネット貸付				基準利率	1.21	～	2.16	%
生活衛生企業再生貸付				特別利率A	0.81	～	1.81	%
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（注5）				特別利率F	1.21			%
災害貸付				基準利率（注6）	1.36	～	1.55	%
東日本大震災復興特別貸付 〔震災直接被害関連・震災間接被害関連〕（注7）				1.36～1.55%　（当初3年間最大－1.4%）				
東日本大震災復興特別貸付 〔震災セーフティネット関連〕				基準利率	1.21	～	2.16	%
				特別利率R	1.01	～	1.96	%
				特別利率N	0.91	～	1.86	%
				特別利率U	0.71	～	1.66	%
平成28年熊本地震特別貸付 〔直接被害者・間接被害者〕（注7）				1.36～1.55%　（直接被害者：当初3年間－0.9%） （間接被害者：当初3年間－0.5%）				
平成28年熊本地震特別貸付 〔セーフティネット関連〕				基準利率	1.21	～	2.16	%
				特別利率N	0.91	～	1.86	%
平成30年7月豪雨特別貸付 〔直接被害者・間接被害者〕（注7）				1.36%～1.55%（直接被害者：当初3年間－0.9%）				
平成30年7月豪雨特別貸付〔セーフティネット関連〕				基準利率	1.21	～	2.16	%

※　使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

（注1）貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。

（注2）他に、東日本大震災及び平成28年熊本地震にかかる拡充措置（被災者創業・被災地創業）がございます。

（注3）生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金および運転資金については、通常適用される利率より0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%）低い利率でご利用いただけます（一部、ご利用いただけない場合がございます。）。

（注4）防災・環境対策資金のうち、事業継続計画（BCP）に基づき、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を行う方に適用されます。

（注5）他に、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に伴う拡充措置がございます。

（注6）適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特別貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。

（注7）適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、平成28年熊本地震特別貸付及び平成30年7月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。

＊1　次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実現するために必要な資金には、特別利率Aが適用されます。
①非正規雇用の処遇改善に取り組む方
②従業員の長時間労働の是正に取り組む方
③次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方（届出が義務付けられている方を除きます。）
④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方（届出が義務付けられている方を除きます。）
⑤地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方
⑥障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方

＊2　次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実現するために必要な資金には、特別利率Bが適用されます。
①非正規雇用の処遇改善に取り組む方であって、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額しようとする方
②従業員の長時間労働の是正に取り組む方であって、勤務間インターバル制度を新たに導入しようとする方
③次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「子育てサポート企業」（くるみんマーク）の認定を受けた方
④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定を受けた方
⑤青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けた方